

旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の軽減（案）

資料 1

1 趣旨

平成28年3月31日付で子ども・子育て支援法施行令等の一部改正が行われ、平成28年4月から国において年収360万未満相当の世帯に対して保育料の多子軽減の拡充やひとり親世帯への保育料軽減を講じたところである。

保育料の料金設定は、各自治体で定めることとされており、本市においても国の保育料軽減の内容を踏まえ、保育料の設定を検討する必要がある。

2 国の保育料軽減を踏まえた本市保育料案

現行の本市の保育料独自軽減の仕組みを残しつつ、国の軽減と同等の軽減を本市保育料に講ずることとする。

【国における保育料軽減】

(1) 1号認定（認定こども園及び給付を受ける幼稚園で教育を利用する場合に受ける認定区分）

1. 多子軽減の適用範囲の拡大

市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の保育料の多子軽減の適用について、今まで小学校3年生までの子どもしか人数としてカウントしていなかったものを年齢制限を撤廃し、保護者が監護し生計を同じくする子どもであればすべて人数としてカウントする。

2. ひとり親世帯等への保育料軽減

市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯であってひとり親世帯や障害者手帳等を有する者がいる世帯については、1. と同等の多子軽減の適用範囲拡大を行うとともに第1子目の保育料を今の半額、第2子目の保育料を無料とする。

(2) 2号認定，3号認定（認定こども園，認可保育所及び地域型保育事業所で保育を利用する場合に受ける認定区分）

1. 多子軽減の適用範囲の拡大

市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯の保育料の多子軽減の適用について、今まで小学校就学前までの子どもしか人数としてカウントしていなかったものを年齢制限を撤廃し、保護者が監護し生計を同じくする子どもであればすべて人数としてカウントする。

2. ひとり親世帯等への保育料軽減

市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯であってひとり親世帯や障害者手帳等を有する者がいる世帯については、1. と同等の多子軽減の適用範囲拡大を行うとともに第1子目の保育料を今の半額、第2子目の保育料を無料とする。

【1号認定の本市保育料の軽減案】

世帯の階層区分		保育料 (月額：円)	現行	改正後
A	生活保護世帯又は市町村民税所得割額が非課税の世帯	0		
B1	A階層を除き、市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	12,300	<p>【B1階層】</p> <p>☆多子軽減の適用 <u>保護者が監護し生計を同じくする子どもの人数でカウントして第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とする。</u></p> <p>☆ひとり親世帯等への軽減 <u>B1階層に該当する場合に、保育料を2,200円（第2子の場合は1,100円）減額する。</u></p> <p>☆ひとり親世帯等への軽減 <u>第1子の保育料を2,200円減額後の額から半額、第2子以降の保育料を無料とする。</u></p>
B2		77,101円以上 211,200円以下	16,800	<p>【B2～B3階層】</p> <p>☆多子軽減の適用 現行と同様</p>
B3		211,201円以上	21,900	

【2号認定の本市保育料の軽減案】※2号認定は、保育を利用する3歳以上児が受ける認定。

世帯の階層区分		保育料 (月額：円)		現行	改正後	
		保育 標準時間	保育 短時間		ひとり親世帯等	左記以外の世帯
A	生活保護世帯	0	0			
B	A階層を除き、市町村民税が非課税の世帯	1,800	1,800		【所得割額 77,101円未満(C4階層の一部まで)】	【所得割額 57,700円未満(C3階層の一部まで)】
C1	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	6,600	6,500	☆多子軽減の適用 小学校就学前までの子どもの人数でカウントして第2子の保育料を4分の1、第3子以降の保育料を無料とする。 ☆ひとり親世帯等への軽減 B階層に該当する場合は、保育料を0円、C1階層に該当する場合は、保育料を2,200円(第2子の場合は550円)減額する。	☆多子軽減の適用 <u>保護者が監護し生計を同じくする子どもの人数でカウントして第2子の保育料を4分の1、第3子以降の保育料を無料とする。</u> ☆ひとり親世帯等への軽減 <u>第1子の保育料を半額(B階層は0円、C1階層は2,200円減額後の額から半額)、第2子以降の保育料を無料とする。</u>
C2	48,600円以上53,000円未満	9,500	9,300			
C3	53,000円以上69,000円未満	13,000	12,800			
C4	69,000円以上87,000円未満	17,000	16,700			
C5	87,000円以上105,000円未満	21,600	21,200			
C6	(C6階層以降は省略)					

【3号認定の本市保育料の軽減案】※3号認定は、保育を利用する3歳未満児が受ける認定。

世帯の階層区分		保育料 (月額：円)		現行	改正後	
		保育 標準時間	保育 短時間		ひとり親世帯等	左記以外の世帯
A	生活保護世帯	0	0			
B	A階層を除き、市町村民税が非課税の世帯	2,700	2,700		【所得割額 77,101円未満(C4階層の一部まで)】	【所得割額 57,700円未満(C3階層の一部まで)】
C1	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	7,800	7,700	☆多子軽減の適用 小学校就学前までの子どもの人数でカウントして第2子の保育料を4分の1、第3子以降の保育料を無料とする。 ☆ひとり親世帯等への軽減 B階層に該当する場合は、保育料を0円、C1階層に該当する場合は、保育料を2,200円(第2子の場合は550円)減額する。	☆多子軽減の適用 <u>保護者が監護し生計を同じくする子どもの人数でカウントして第2子の保育料を4分の1、第3子以降の保育料を無料とする。</u> ☆ひとり親世帯等への軽減 <u>第1子の保育料を半額(B階層は0円、C1階層は2,200円減額後の額から半額)、第2子以降の保育料を無料とする。</u>
C2	48,600円以上53,000円未満	11,000	10,800			
C3	53,000円以上69,000円未満	14,800	14,500			
C4	69,000円以上87,000円未満	19,100	18,800			
C5	87,000円以上105,000円未満	24,000	23,600			
C6	(C6階層以降は省略)					

3 適用時期

平成28年4月に遡及して改正を行う。